

〔別 紙〕

様式 2

事業報告書

(自 令和 3年 5月 1日 至 令和 4年 4月 30日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人社団 徳久会

① ☐ 財団 ☒ 社団 (☐ 出資持分なし ☒ 出資持分あり)② ☐ 社会医療法人 ☐ 特定医療法人 ☐ 出資額限度法人
☒ その他③ ☐ 基金制度採用 ☒ 基金制度不採用

注) ①から③のそれぞれの項目 (③は社団のみ。) について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。(会計年度内に変更があった場合は変更後。)

(2) 事務所の所在地 石川県能美市寺井町ウ 3 1 番地

注) 複数の事務所を有する場合は、主たる事務所と従たる事務所を記載すること。

(3) 設立認可年月日 平成 19年 3月 27日

(4) 設立登記年月日 平成 19年 4月 2日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	徳久 芳樹	
理 事	徳久 正美	
同	徳久 英樹	
同	徳久 麻貴	
同	加藤 真紀子	
同	横川 真梨子	
監 事	嵐 正敏	

注) 1. 「社会医療法人、特定医療法人及び医療法第 4 2 条の 3 第 1 項の認定を受けた医療法人」以外の医療法人は、記載しなくても差し支えないこと。

2. 理事の備考欄に、当該医療法人の開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院 (医療法第 4 2 条の指定管理者として管理する病院等を含む。) の管理者であることを記載すること。(医療法第 4 6 条の 5 第 6 項参照)

3. 評議員の備考欄に、評議員の選任理由を記載すること。(医療法第 4 6 条の 4 第 1 項参照)

2 事業の概要

- (1) 本来業務（開設する病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（医療法第42条の指定管理者として管理する病院等を含む。）の業務）

種 類	施設の名称	開 設 場 所	許可病床数
病院			
診療所	徳久医院 【能美市から指定 管理者として指 定を受けて管理】	石川県能美市寺井町ウ31番地	一般病床 床 療養病床 床 [医療保険 床] [介護保険 床]
介護老人 保健施設			
介護医療 院			

- 注) 1. 地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者として管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。
2. 療養病床に介護保険適用病床がある場合は、医療保険適用病床と介護保険適用病床のそれぞれについて内訳を[]書で記載すること。
3. 介護老人保健施設又は介護医療院の許可病床数の欄は、入所定員及び通所定員を記載すること。

- (2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実 施 場 所	備 考
訪問看護ステーション		
在宅介護支援センター		

- 注) 地方公共団体から委託を受けて管理する施設については、その旨を施設の名称の下に【 】書で記載すること。

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種 類	実 施 場 所	備 考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 3年 6月 24日	3年度決算の決定
年 月 日	定款の変更
年 月 日	社員の入社及び除名
年 月 日	理事、監事の選任、辞任の承認
令和 4年 4月 30日	令和 4年度の事業計画及び収支予算の決定
〃	令和 年度の借入金額の最高限度額の決定
〃	医療機関債の発行（購入）の決定

注) (5)、(6)については、医療機関債を発行又は購入する医療法人が記載し、(7)以下については、病院、介護老人保健施設又は介護医療院を開設する医療法人が記載し、診療所のみを開設する医療法人は記載しなくても差し支えないこと。

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

注) 医療機関債の発行総額、申込単位、申込期間、利率、払込期日、資金使途、償還の方法及び期限を記載すること。なお、発行要項の写しの添付に代えても差し支えない。
医療機関債を医療法人が引き受けた場合には、当該医療法人名を全て明記すること。

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

注) 1. 医療機関債を購入する医療法人は、医療機関債の発行により資産の取得が行われる医療機関と同一の二次医療圏内に自らの医療機関を有しており、これらの医療機関が地域における医療機能の分化・連携に資する医療連携を行っており、かつ、当該医療連携を継続することが自らの医療機関の機能を維持・向上するために必要である理由を記載すること。
2. 購入した医療機関債名、発行元医療法人名、購入総額及び償還期間を記載すること。
なお、契約書又は債権証書の写しの添付に代えても差し支えない。

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

年 月 日	病院開設許可（ 年開院予定）
年 月 日	診療所開設
年 月 日	訪問看護ステーション 開設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

年 月 日 公害健康被害の補償等に関する法律の公害医療機関

年 月 日 小児救急医療拠点病院

年 年 日 エイズ治療拠点病院

注) 全ての指定内容について記載しても差し支えない。

(9) その他

注) 当該会計年度内に行われた工事、医療機器の購入又はリース契約、診療科の新設又は
廃止等を記載する。(任意)

様式 2

法人名 医療法人社団 徳久会
所在地 石川県能美市寺井町ウ 3 1 番地

※医療法人整理番号 00104

財 産 目 録
(令和 4年 4月30日現在)

1. 資 産 額	49,182 千円
2. 負 債 額	15,551 千円
3. 純 資 産 額	33,631 千円

(内 訳) (単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	27,814
B 固 定 資 産	21,368
C 資 産 合 計 (A + B)	49,182
D 負 債 合 計	15,551
E 純 資 産 (C - D)	33,631

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地	(	☐ 法人所有	☒ 賃借	☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)
建 物	(	☐ 法人所有	☒ 賃借	☐ 部分的に法人所有 (部分的に賃借)

様式 3 - 2

法人名 医療法人社団 徳久会
所在地 石川県能美市寺井町ウ 3 1 番地

※医療法人整理番号 00104

貸 借 対 照 表
(令和 4年 4月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流 動 資 産	27,814	I 流 動 負 債	2,542
II 固 定 資 産	21,368	II 固 定 負 債	13,008
1 有 形 固 定 資 産	12,504	負 債 合 計	15,551
2 無 形 固 定 資 産	0	純 資 産 の 部	
3 そ の 他 の 資 産	8,863	科 目	金 額
		I 出 資 金	10,000
		II 積 立 金	23,631
		III 評価・換算差額等	0
		純 資 産 合 計	33,631
資 産 合 計	49,182	負債・純資産合計	49,182

様式 4 - 2

法人名 医療法人社団 徳久会
所在地 石川県能美市寺井町ウ 3 1 番地

※医療法人整理番号 00104

損 益 計 算 書
(自 令和 3年 5月 1日 至 令和 4年 4月30日)

(単位：千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	80,798
2 事業費用	83,675
本来業務事業損失	2,877
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業損失	2,877
II 事業外収益	2,764
III 事業外費用	0
経常損失	113
IV 特別利益	199
V 特別損失	0
税引前当期純利益	86
法人税等	80
当期純利益	6

様式 5

法人名 医療法人社団 徳久会
所在地 石川県能美市寺井町ウ 3 1 番地

※医療法人整理番号 00104

関係事業者との取引の状況に関する報告書

(1) 法人である関係事業者

種類	名称	所在地	資産総額 (千円)	事業の内容	関係事業者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

(2) 個人である関係事業者

種類	氏名	職業	関係事業者との 関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)

(取引条件及び取引条件の決定方針等)

該当なし

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団 徳久会
理事長 徳久 芳樹 殿

私（注1）は、医療法人社団 徳久会の令和2会計年度（令和3年5月1日から令和4年4月30日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私たちは、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書（注2）の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 4年6月24日

医療法人社団 徳久会

監事 嵐 正敏

（注1）監査人が複数の場合には、「私たち」とする。

（注2）社会医療法人債を発行する医療法人については、「財産目録、貸借対照表、損益計算書、純資産変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表」とする。